

健診及び保健指導に関する個人情報の共同利用について

大阪薬業健康保険組合では、被保険者及び被扶養者（以下 加入員という）の皆様の健康管理及び健康増進を図るため、各種健診（特定健診を含む 以下同じ）や健診後の保健指導（特定保健指導を含む 以下同じ）を実施しています。

健診は疾病の早期発見・早期治療のため必要不可欠であり、場合により個人情報（加入員の氏名、続柄、健康保険記号・番号・枝番、健診受診機関の名称・所在地・健診受診の有無、）を事業所（事業主）と共有、共同利用し、健診の受診勧奨等を行う必要が生じます。

また、保健指導は原則保健指導対象者（特定保健指導対象者を含む 以下同じ）本人と個別に行いますが、場合により保健指導の日程調整や保健指導の利用勧奨等にご協力いただくため、保健指導対象者の個人情報（保健指導対象者の氏名、続柄、健康保険記号・番号・枝番、保健指導支援コース、健診受診機関の名称・所在地、保健指導実施の有無）を事業所（事業主）と共有、共同利用する必要が生じます。

個人情報保護法では、原則として「あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならない」とされていますが、同法第 23 条第 5 項第 3 号において、「特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は本人の同意を得なくても、個人データを提供することができる」とされています。

以上を踏まえまして、大阪薬業健康保険組合と当組合加入事業所（事業主）は、加入員の健診及び保健指導に関する個人情報について、次のように共同利用いたします。

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

- ・加入員の氏名及び続柄、健康保険記号・番号・枝番、保健指導支援コース、健診受診機関の名称・所在地、健診受診の有無、保健指導実施の有無

※健診結果の内容及び指導相談内容は共同利用項目には含みませんので、事業所（事業主）にお知らせすることはありません。

2. 共同利用者の範囲

大阪薬業健康保険組合と大阪薬業健康保険組合加入事業所（事業主）

3. 共同利用目的

加入員の健康の保持増進と中長期的な生活習慣病の抑制のため、大阪薬業健康保険組合と加入事業所（事業主）が協力して健診の受診勧奨や保健指導を進めることを目的としています。

4. 個人情報の管理についての責任者

大阪薬業健康保険組合

5. 共同利用を望まない場合やその他のお問い合わせは、ご加入の組合本支部までお願いいたします。

大阪薬業健康保険組合 健康管理部 06-6941-6352

大阪薬業健康保険組合 神戸支部 078-221-6100

大阪薬業健康保険組合 京都支部 075-801-2905

健康保険組合における健診及び保健指導は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しています。個人情報保護法により厳格な個人データの取り扱いが求められていますのでお知らせし、ご協力をお願いするものです。